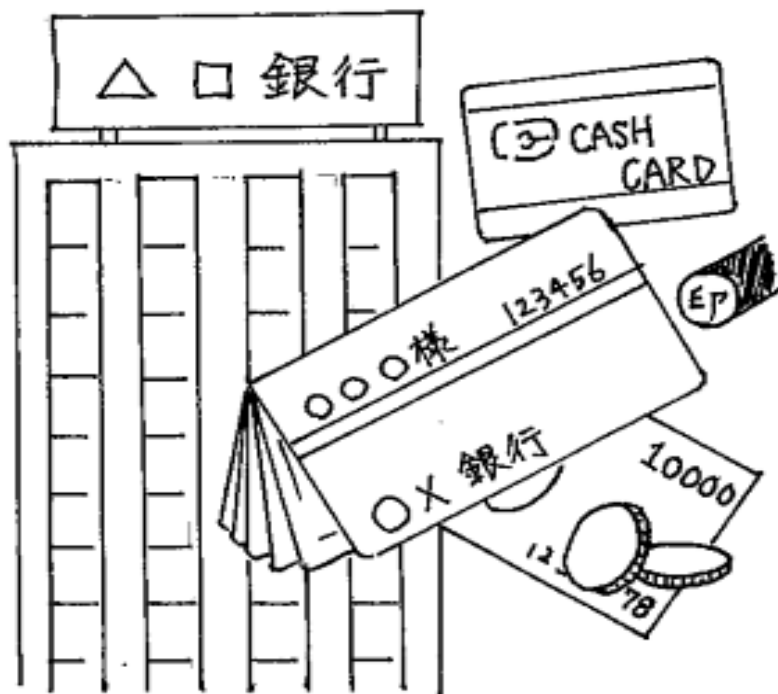


同意行為目錄解説

「元本の領収又は利用」(1)

☆預貯金の払戻し

例えば、日常生活で使う範囲を超えて、
銀行から預貯金を引き出すことです。

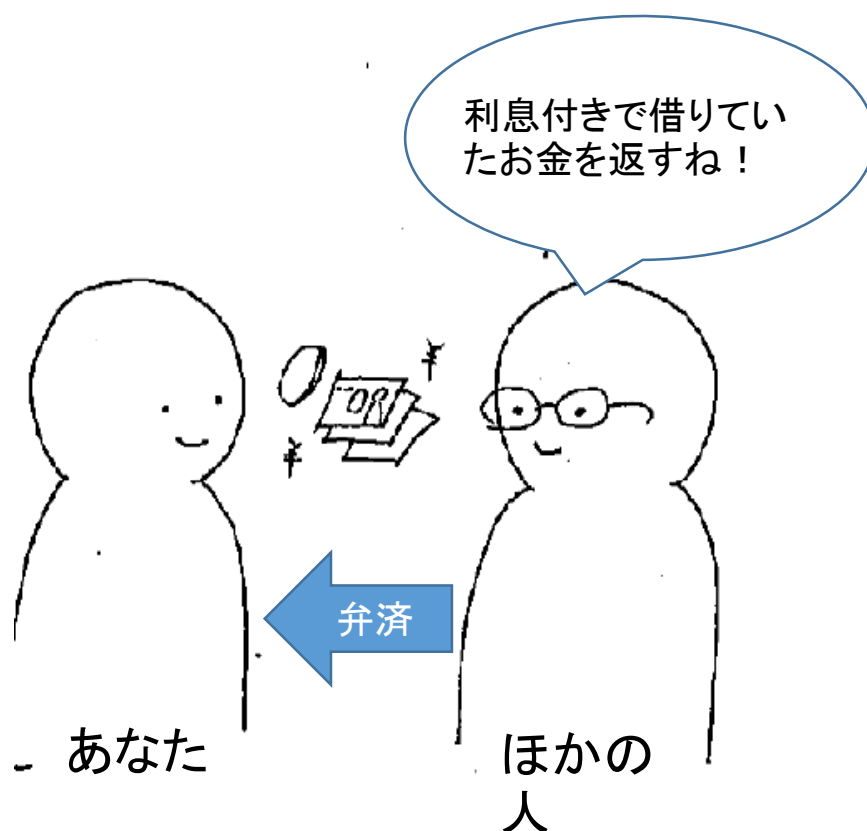


こうした場合、あなたは、保佐人(補助人)に預貯金を引き出したいと相談し、了解(同意)を得ることが必要です。

「元本の領収又は利用」(2)

☆債務弁済の受領

例えば、あなたが利息付きで貸していたお金などを、ほかの人から返してもらうことです。

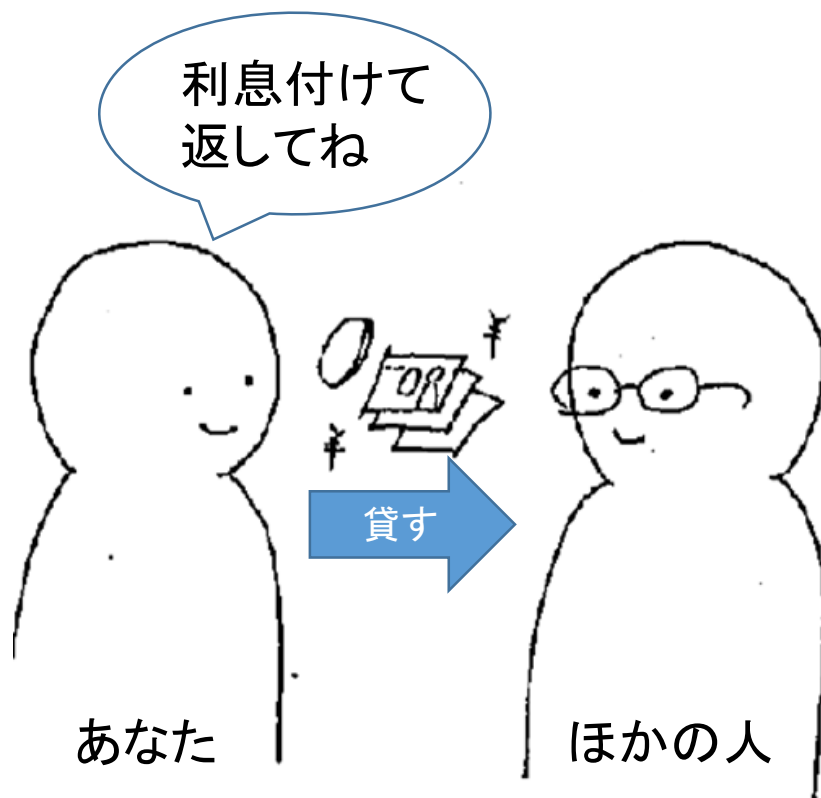


こうした場合、あなたは、保佐人(補助人)にお金を返してもらいたいと相談し、了解(同意)を得ることが必要です。

「元本の領収又は利用」(3)

☆金銭の利息付貸付け

あなたが他の人に利息付きでお金を貸すことです。

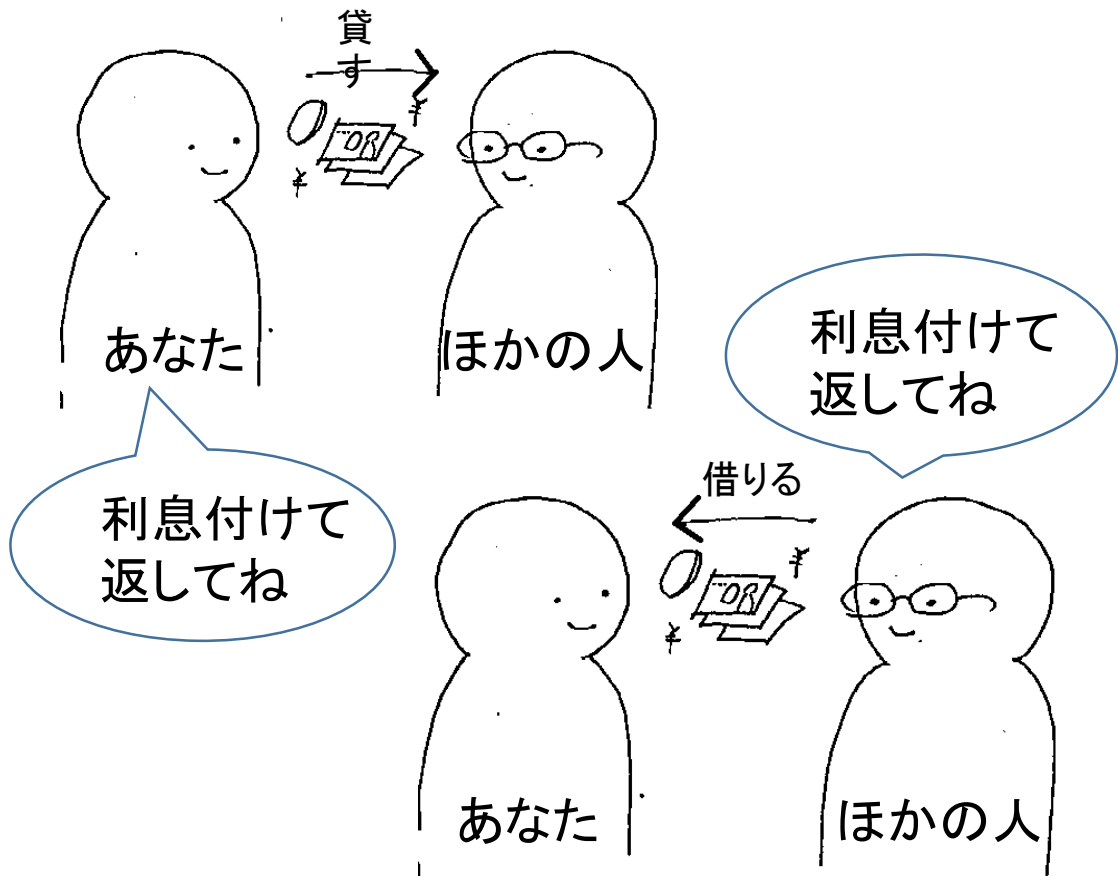


こうした場合、あなたは、保佐人(補助人)にお金を貸したいと相談し、了解(同意)を得ることが必要です。

「借財又は保証」(1)

☆金銭消費貸借契約の締結

あなたがほかの人に利息付きでお金を貸したり借りたりすることです。

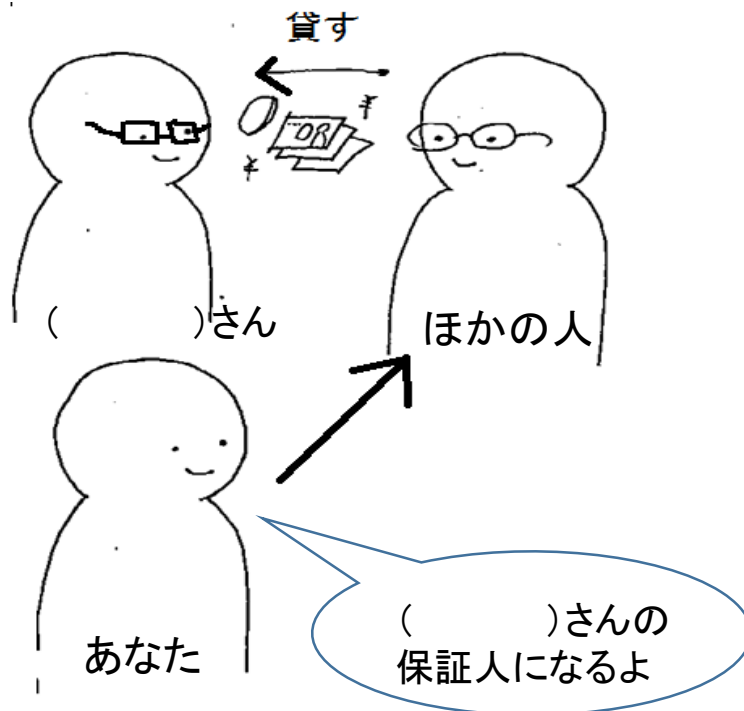


こうした場合、あなたは、保佐人(補助人)にお金を貸したり借りたりしたいと相談し、了解(同意)を得る必要があります。

「借財又は保証」(2)

☆債務保証契約の締結

例えば、()さんが、ほかの人からお金を借りるときに、あなたが保証人になることです。()さんが、お金を返さない場合、あなたが代わりに支払わなければなりません。

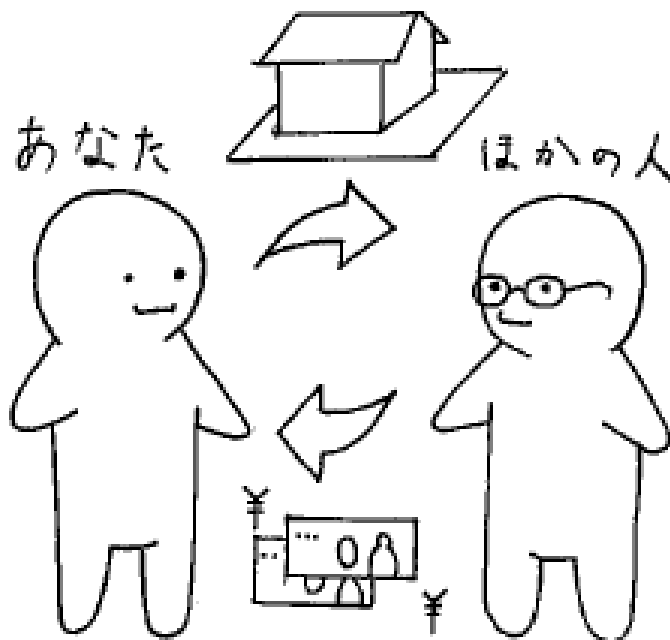


こうした場合、あなたは、保佐人(補助人)に保証人になりたいと相談し、了解(同意)を得ることが必要です。

「不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為」 (1)

☆本人の所有の土地又は建物の売却

あなたが、(も 町に)持っている(土地・家)を
う
ほかの人に売ることです。

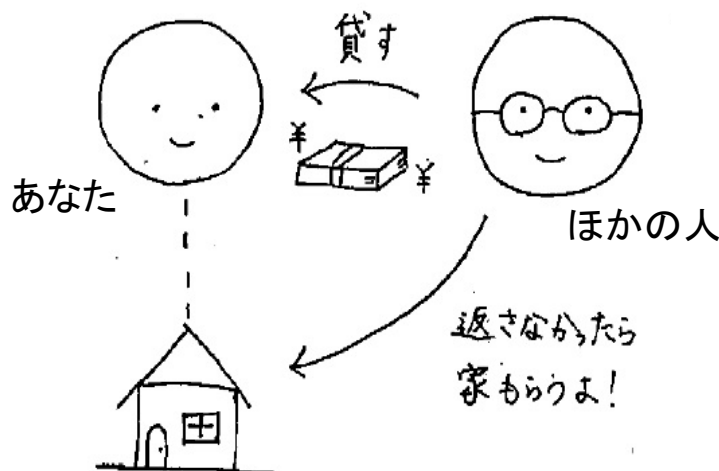


こうした場合、あなたは、保佐人(補助人)に土地や家を
売りたいと相談し、了解(同意)を得ることが必要です。

「不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為」 (2)

☆本人の所有の土地又は建物についての抵当権の設定

例えば、お金を借りるときなどに、家を担保にすることです。お金を返せない場合は、家を売らなければならないことがあります(その代金から、その人が優先的に弁済を受けます)。



こうした場合、あなたは、保佐人(補助人)に家に抵当権をつけたいと相談し、了解(同意)を得ることが必要です。

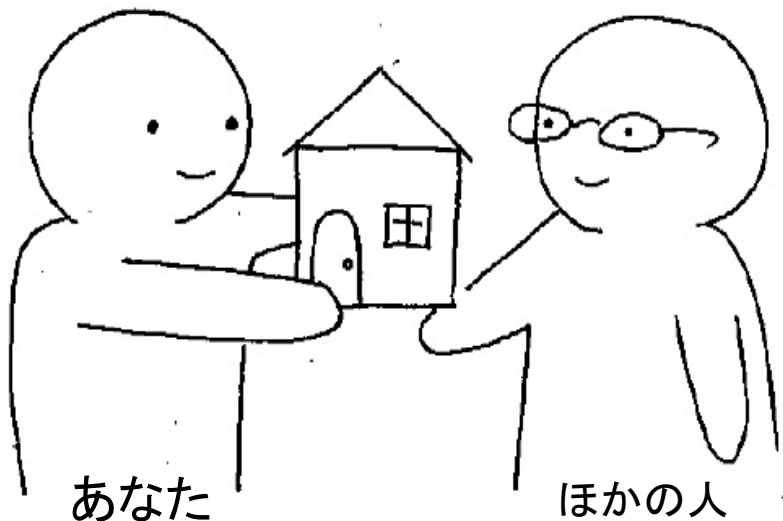
「不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為」 (3)

☆贈与又は寄付行為

例えば、あなたがほかの人に、あなたのお金や家をあげてしまうことです。

あげるよ!

〃 〃

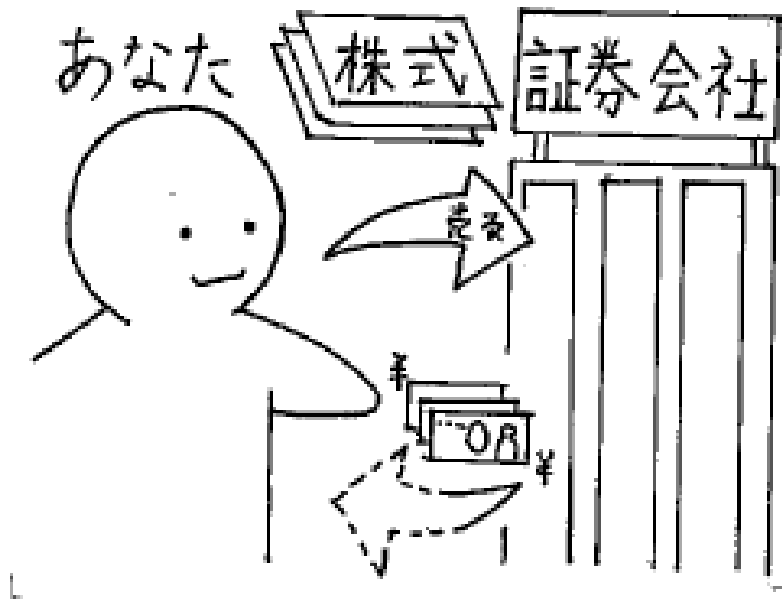


こうした場合、あなたは、保佐人(補助人)にあなたの家やお金をあげてしまいたいと相談し、了解(同意)を得ることが必要です。

「不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為」 (4)

☆商品取引又は証券取引

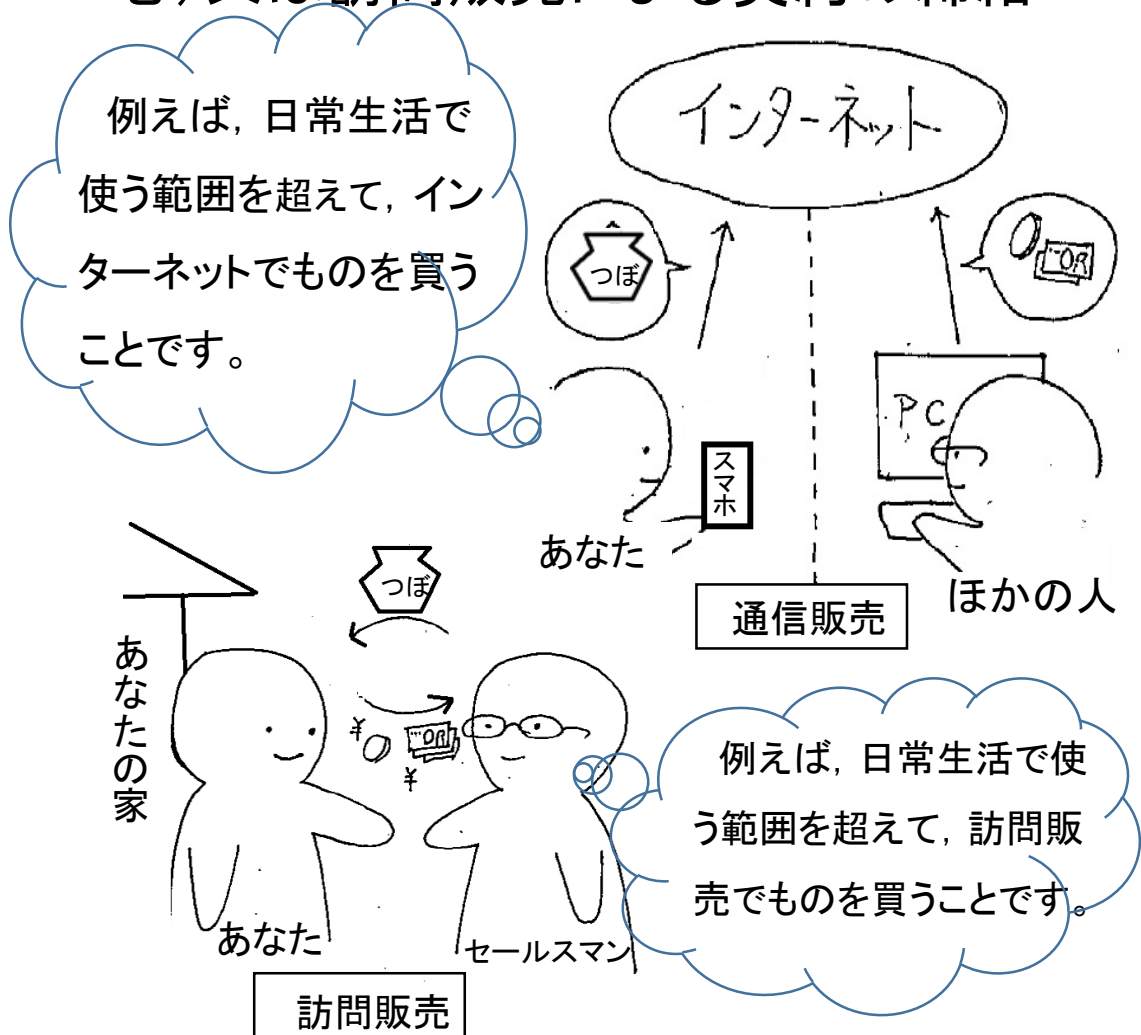
例えば、株式を、証券会社において、売ったり買ったりすることです。



こうした場合、あなたは、保佐人(補助人)に株式を売ったり買ったりしたいと相談し、了解(同意)を得ることが必要です。

「不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為」 (5)

☆通信販売(インターネット取引を含む)又は訪問販売による契約の締結

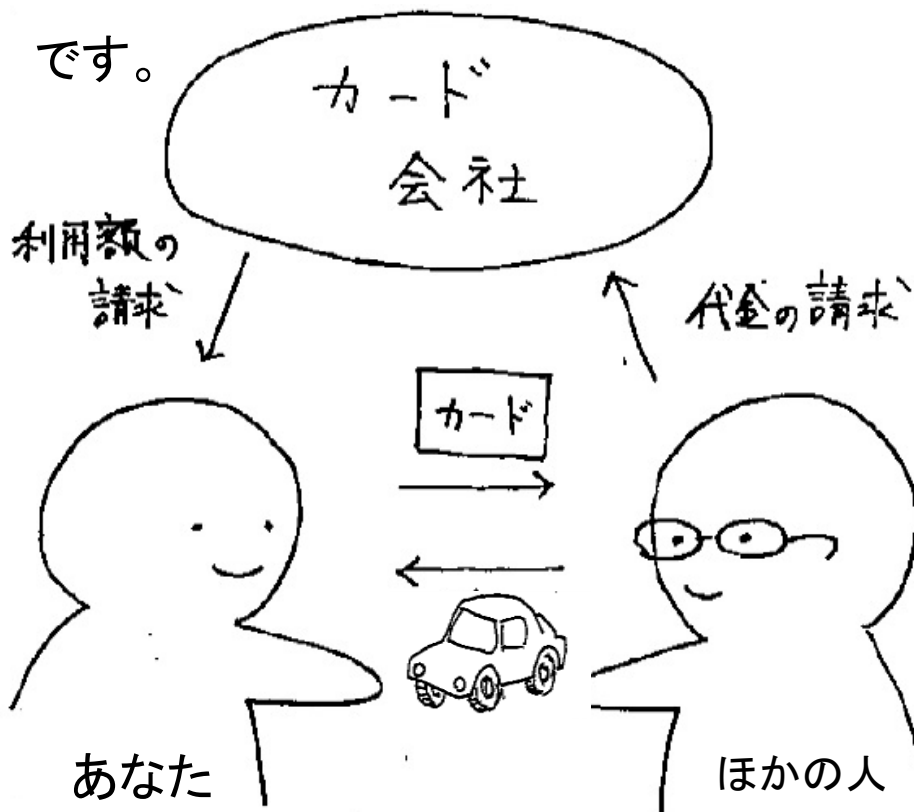


こうした場合、あなたは、保佐人(補助人)にインターネットや訪問販売で買い物したいと相談し、了解(同意)を得ることが必要です。

「不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為」 (6)

☆クレジット契約の締結

例えば、日常生活で使う範囲を超えて、クレジットカードで車などを買うことです。

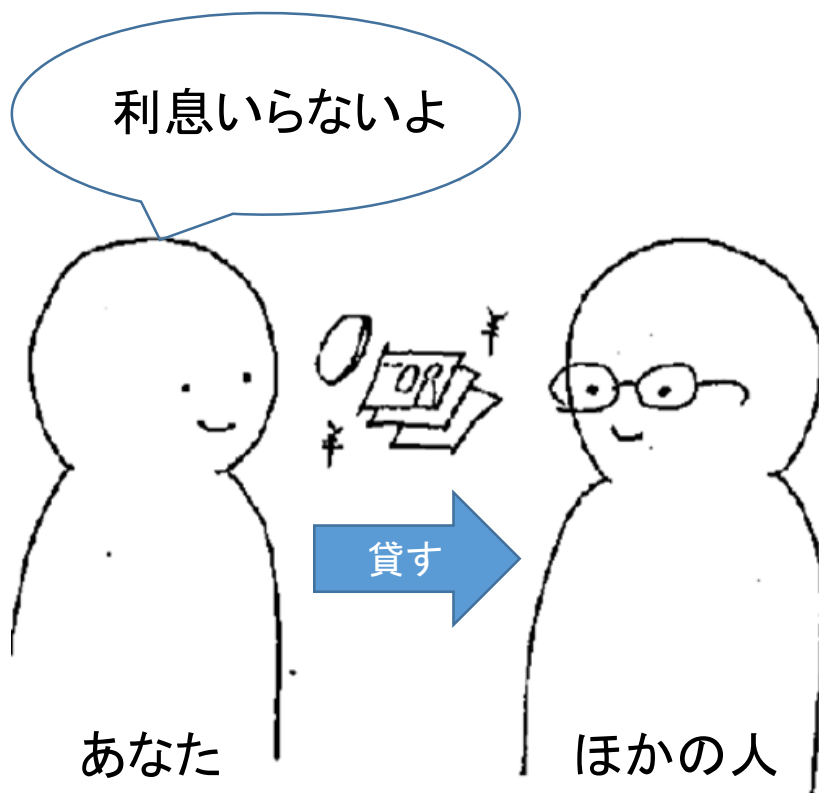


こうした場合、あなたは、保佐人(補助人)にクレジットカードで車を買いたいと相談し、了解(同意)を得ることが必要です。

「不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為」 (7)

☆金銭の無利息貸付け

あなたが他の人に利息なしでお金を貸すことです。



こうした場合、あなたは、保佐人(補助人)にお金を貸したいと相談し、了解(同意)を得ることが必要です。

裁判を起こしたいときなどには (訴訟行為)

例えば、あなたが道を歩いていたとき自動車にはねられ、大けがを負ったとします。

相手は、治療費などを支払おうとしない場合、裁判を起こして支払いを求めることが考えられます。



こうした場合、あなたは、保佐人(補助人)に裁判を起こしたいと相談し、了解(同意)してもらうことが必要です。

高価な物やお金を人にあげるとき (贈与)

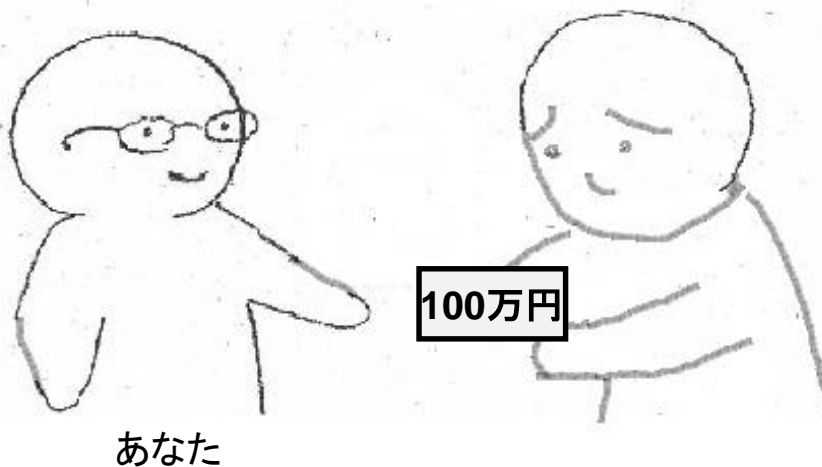
例えば、あなたの息子さんがお家を建てるので、50万円をお祝いとしてあげたいと思うような場合です。



こうした場合、あなたは、保佐人(補助人)に50万円をあげることを相談し、了解(同意)してもらうことが必要です。

争い事を収めるとき (和解又は仲裁合意)

例えば、あなたにケガを負わせた交通事故の相手から、100万円を払うので、解決したいと言われ、これに応じるような場合です。



こうした場合、あなたは、保佐人(補助人)に100万円です争いを収めることを相談し、了解(同意)してもらうことが必要です。

相続すべきかどうか（相続の承認と放棄）

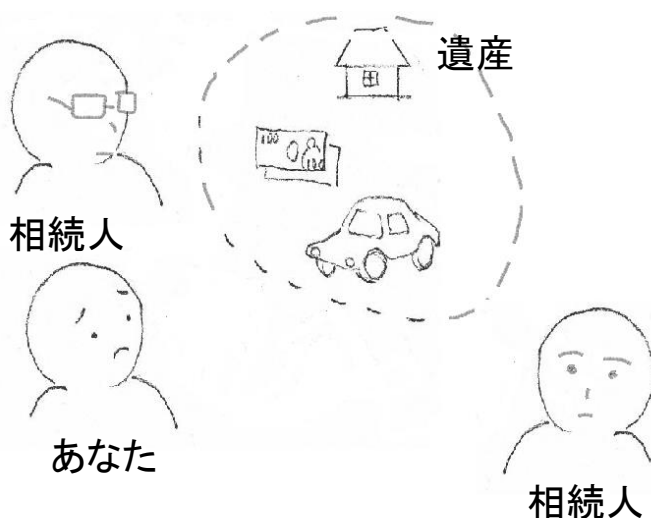
あなたが相続人となりましたが、相続する財産は借金の方が多いときなどには、あなたは相続をしないとすることができます。逆に、財産の方が多いときなどは、相続するとすることもできます。



こうした場合、あなたは、保佐人（補助人）に相続しないとするか、相続しないことにするのかを相談し、了解（同意）してもらうことが必要です。

遺産分けをするとき(遺産分割)

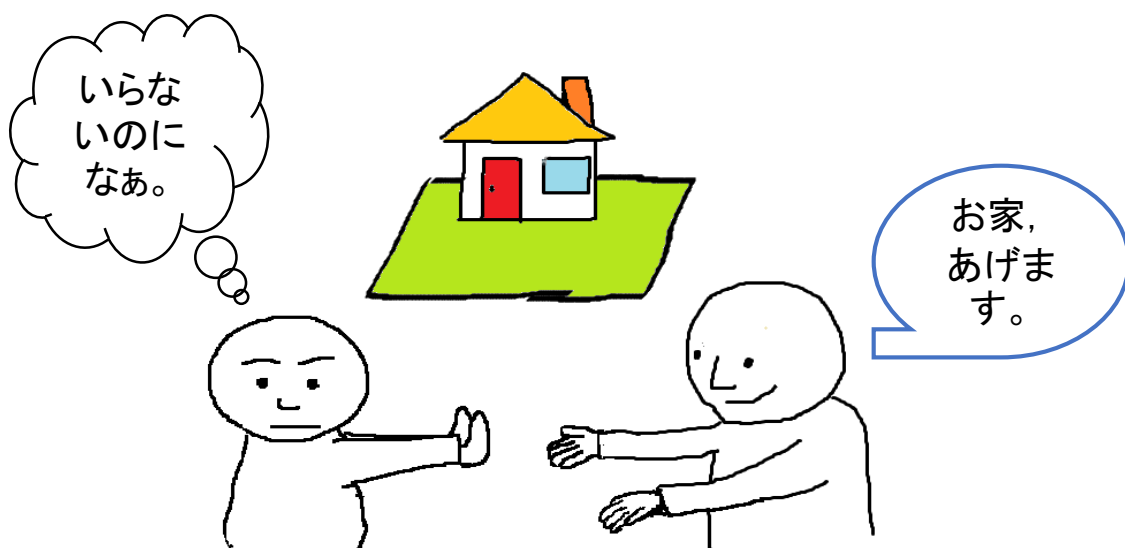
例えば、あなたのほかにも相続人がいるときは、相続人全員で遺産分けの話し合いをするような場合です。



こうした場合、あなたは、遺産のうち、誰が何をもらうのかを了解するとき、保佐人(補助人)と相談し、同意してもらうことが必要です。

人がくれる物・お金を受け取らないとき (贈与の申込みの拒絶, 遺贈の放棄)

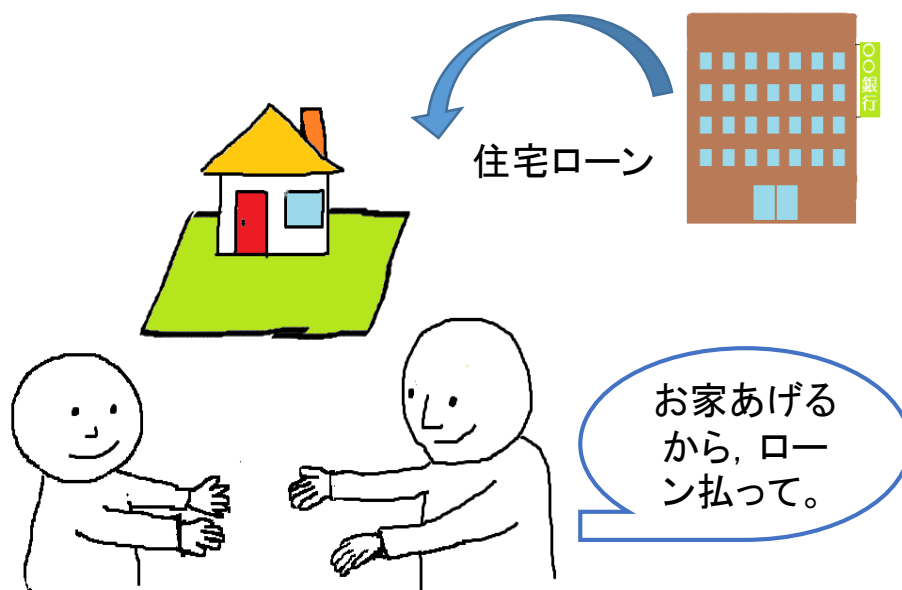
例えば, ある人からあなたに土地と建物をあげますと言われたときに, 断るような場合です。大きなお金のときでも同じで, 人がくれると言うときに要らないと答えるときです。



こうした場合, あなたは, 受け取らないことについて, 保佐人(補助人)と相談し, 了解(同意)してもらうことが必要です。

負担をともなう物を受け取るとき (負担付贈与の申込みの承諾又は 負担付遺贈の承認)

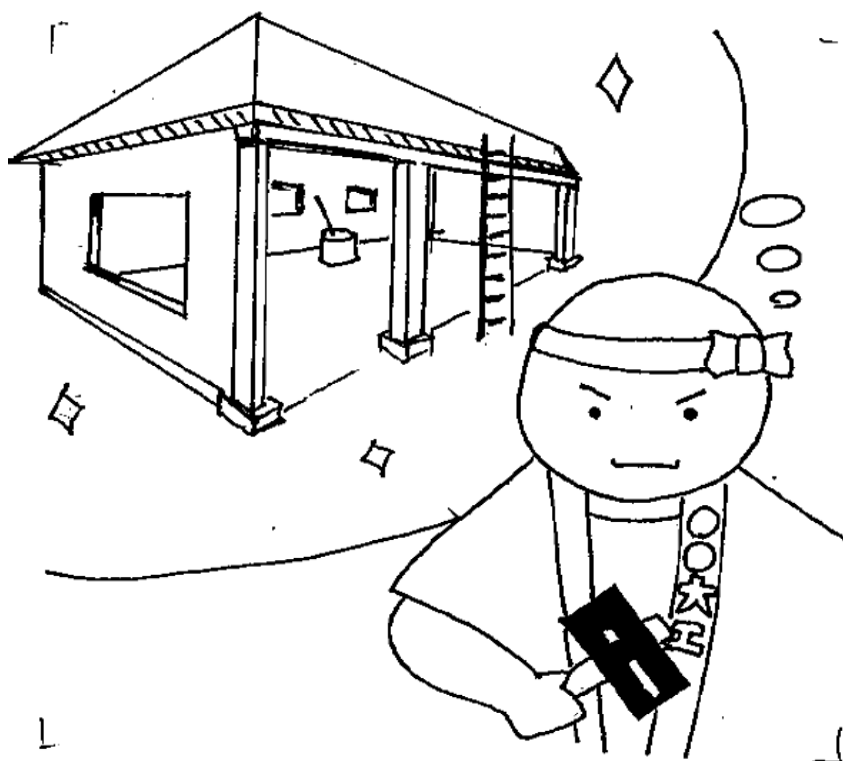
例えば、お家をあげるので、住宅ローンを代わりに払ってと言われたような場合です。



こうした場合、あなたは、受け取るべきかどうかを保佐人(補助人)と相談して決める必要があります。

新築，改築，増築又は大修繕

例えば，あなたのご自宅を建て直したり，リフォームしたりする場合は。

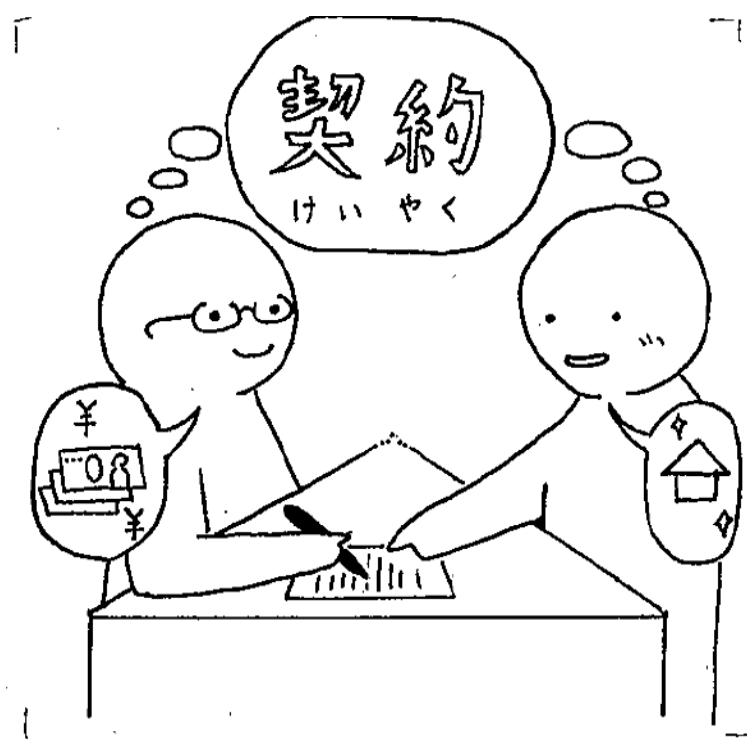


こうした場合，あなたは，保佐人（補助人）と相談して，工事をするのかどうか，相談して決める必要があります。

3年より長く自宅を人に貸して、家賃をもらう ときなど

(民法602条に定める期間を超える賃貸借)

例えば、いつまでと期間を定めずに自宅を
どなたかに貸し、家賃をもらう契約をするよう
な場合です。



こうした場合、あなたは、家を貸すのか
どうか、保佐人(補助人)と相談し、了解
(同意)してもらうことが必要です。